

※菊間瓦事業者用

## 【伝統産業(菊間瓦)燃料費高騰対応事業費補助金 申請要領】

### 【目的】

コロナ禍における燃料高騰の影響を大きく受ける今治市の伝統産業である菊間瓦事業者に対し、高騰分の一部を助成することにより事業継続を支援しようとするもの。

【申請受付期間】 令和5年1月16日(月)～令和5年2月17日(金)

※菊間町窯業協同組合への申請受付期間となります。

【対象者】 今治市菊間町で瓦等を製造する稼働中の菊間瓦等製造事業者

※ここでの菊間瓦製造事業者とは、今治市菊間町において、ブタンガスで菊間瓦等(鬼瓦・小物を含む)を製造する事業者をいう。

【補助対象】 瓦等製造の際に使用するブタンガスの高騰影響額

### 【補助対象経費及び補助上限】

菊間瓦等を製造する際に使用するブタンガスにおいて、令和3年と令和4年を比較した際の影響額(高騰額)の1/2、上限100万円。

### 【高騰額及び補助上限の説明】

①菊間瓦等を製造する際に使用するブタンガスにおいて、令和3年1月から12月までの間に納品されたブタンガスの各月単価の平均(R3平均単価)及び、令和4年1月から12月までの間に納品されたブタンガスの各月単価の平均(R4平均単価)を算出する。

なお、1か月の間に価格改定があった場合は、1か月間の単価の平均を算出してから、各年の平均単価を算出すること。

② ①のブタンガスにおいて、R3平均単価に令和4年の年間納品量を乗じた額  
⇒燃料費①

③ ①のブタンガスにおいて、R4平均単価に令和4年の年間納品量を乗じた額  
⇒燃料費②

〈高騰額〉  
(燃料費②)－(燃料費①)

〈補助上限〉  
((燃料費②)－(燃料費①))×1/2(上限100万円)

(平均単価の算出方法)

① 1か月間内で価格改定があった場合

(例)

納品月日	単価 (円/kg)
10月2日	90
10月10日	90
10月18日	90
10月25日	100

※上記の場合、価格高騰部分に対する平均を算出するため、10月の平均単価は、(黄色部分の)  $90 + 100 \div 2 = 95$  円 という計算をする。

② そのあと、R3平均単価(令和3年1月から12月の単価の平均)とR4平均単価(令和4年1月から12月の単価の平均)を算出する。

※納品のない月については、平均単価の計算から除外する。

例1: 高騰額が200万円を超える場合

(R3平均単価97円、R4平均単価133円、R4年間納品量70,000kgの場合)

- ・R3平均単価97円  $\times$  70,000kg = 6,790,000円(燃料費①)
- ・R4平均単価133円  $\times$  70,000kg = 9,310,000円(燃料費②)
- 〈高騰額〉 (燃料費②) - (燃料費①) = 2,520,000円 (補助額は上限の100万円)

例2: 高騰額が200万円を超えない場合

(R3平均単価97円、R4平均単価130円、R4年間納品量35,000kgの場合)

- ・R3平均単価97円  $\times$  35,000kg = 3,395,000円(燃料費①)
- ・R4平均単価130円  $\times$  35,000kg = 4,550,000円(燃料費②)
- 〈高騰額〉 (燃料費②) - (燃料費①) = 1,155,000円 (補助額は577,000円) 千円未満切り捨て

## 【申請必要書類】

- ① 伝統産業(菊間瓦)燃料費高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書  
(別記様式:菊間瓦事業者用)
- ② 誓約書(別紙:菊間瓦事業者用)
- ③ 今治市菊間町で菊間瓦等(鬼瓦・小物を含む)を製造する事業者である証明書  
(例:法人登記簿謄本の写し、固定資産評価証明書の写し、賃貸借契約書の写し、組合のHPなど)
- ④ 令和3年1月から12月中に納品されたブタンガスの単価がわかる書類  
(例:請求書の写し、納品書の写しなど)
- ⑤ 令和4年1月から12月中に納品されたブタンガスの納品量及び単価がわかる書類  
(例:請求書の写し、納品書の写しなど)
- ⑥ 平均単価及び納品量計算書(別紙①②:菊間瓦事業者用)
- ⑦ 市税完納証明書(※法人の場合は法人分、個人の場合は代表者分) (支所住民サービス課または納税課から取得)
- ⑧ 振り込み先の通帳見開き1ページの写し  
(金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる部分)

## 【申請方法】 菊間町窯業協同組合へ持参または郵送

※補助金は、今治市から振り込みます。振り込みまで、申請受付から約1ヶ月を要します。

## 【この補助金の問合せ先】

〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 産業振興課 担当:加藤(かとう)、鍛谷(かじやに)

TEL : (0898) 36-1540 FAX : (0898) 25-2961

# 記入例

別記様式（菊間瓦事業者用）

年 月 日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号 〒794-8511  
所在地 今治市別宮町一丁目4番地1  
名称 菊間瓦株式会社  
代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎  
（担当）しまなみ 次郎 （連絡先）0898-12-3456

伝統産業（菊間瓦）燃料費高騰対応事業費補助金交付申請書兼請求書

伝統産業（菊間瓦）燃料費高騰対応事業費補助金に関する別記の規定に基づき、伝統産業（菊間瓦）燃料費高騰対応事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請し、交付が決定された場合、本状をもって請求します。

## 1 補助金交付申請者及び補助金交付額

事業所名	事業種別
菊間瓦株式会社	菊間瓦
補助金交付申請額 （※千円未満は切捨て）	【〈高騰額の合計〉÷2】（上限100万円） を記載してください。  1,000,000 円

## 2 振込先

金融機関名	〇〇〇〇 銀行	(金融機関コード) 〇〇〇〇					
支店名等	〇〇 支店	(支店コード) 〇〇〇					
預金種別	1. 普通 2. 当座 (該当するものを○で囲んでください)						
口座番号 (右づめ)	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ 口座名義人	イマバリ タロウ 今治 太郎						

(注1) 申請者名義の口座を記入してください。

(注2) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入してください。

(別紙) 菊間瓦事業者用

誓 約 書

伝統産業（菊間瓦）燃料費高騰対応事業費補助金（以下「補助金」といいます。）の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

- 1 本申請内容に虚偽があった場合には、補助金の交付の取消し及び返還に異議なく応じます。
- 2 当社は、今治市菊間町において、ブタンガスを使用し、菊間瓦等（鬼瓦・小物を含む）を製造する稼働中の菊間瓦等製造事業者です。
- 3 当社は、補助金受給後も事業を継続する意思を有しています。
- 4 当社は、今治市暴力団排除条例第に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等のいずれにも該当しません。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

令和 4 年 月 日

所在地 〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1  
名 称 菊間瓦株式会社  
代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎  
担当者 職・氏名 しまなみ 次郎  
連絡先 0898-12-3456